

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月20日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第75号

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

四日市市母子保健法施行細則（平成20年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4号様式の1を次のように改める。

第4号様式の1(第3条関係)

養育医療券			(病院・診療所用)
公費負担者番号		受給者番号	
交付年月日			
被保険者証等の記号及び番号			
保険者等の名称			
受 療 者	名前		性別
	生年月日		
申請 者	名前		
	生年月日		
	続柄		
	住所		
指定養育医療機関			
診療予定機関			
本券の有効期間			
上記のとおり決定する			
平成 年 月 日			
四日市市長			

第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第3条関係)

第
年
月
日

(申請者)

様

四日市市長

印

養育医療給付決定通知書

さきに申請のありました下記の対象児童にかかる養育医療給付申請書を審査した結果、医療給付を適当と認めたので通知します。

なお、別添医療券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

おって、医療にかかる費用の(一部)負担について、通知します。

記

受給対象児童	
徴収基準月額	

(注)ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の徴収月額の最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1(加算基準月額)により徴収月額を算定する。

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第1 2号様式を次のように改める。

第12号様式(第8条関係)

第 年 月 日 号

(申請者)

様

四日市市長

印

養育医療継続給付決定通知書

さきに申請のありました下記の対象児童にかかる養育医療継続給付申請書を審査した結果、医療給付の継続を適当と認めたので通知します。

なお、別添承認券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

おって、医療にかかる費用の(一部)負担について、通知します。

記

受給対象児童	
徴収基準月額	

(注)ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の徴収月額の最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1(加算基準月額)により徴収月額を算定する。

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市母子保健法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市母子保健法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)